

令和2年度 熊本県老人クラブ連合会事業計画

I 運動の基本方針

老人クラブではこれまで、「健康・友愛・奉仕」という3本の旗印のもと、「健康づくり・介護予防活動」に取り組み、高齢者全体にその活動の輪を広げるとともに、閉じこもりや孤立を防ぐ「友愛活動」、地域の安全・安心を守る「子どもの見守り」や「消費者被害防止」の活動などを行い、地域の安全と安心に貢献して参りました。

一方、老人クラブの会員数は平成10年頃をピークに減少に転じ、高齢者が増加しているにもかかわらず老人クラブ会員数は減少しているという状況にあるため、平成26年度から5年間にわたり「100万人会員増強運動」を全国展開してきましたが、運動開始時と比較してさらに105万人の会員減少という結果となりました。本県においても、減少の動きに歯止めがかけられず、熊本市を含め約2万8千人の減少となりました。

我が国の総人口が減少する中、人生100年時代を見据え、誰もがその能力を発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、全世代型社会保障の基盤強化の取り組みが進められていますが、高齢者を取り巻く環境は、医療・介護・年金の何れをとっても厳しさを増している状況にあります。なかでも介護保険法制度の改正によりすべての市町村で新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みも進んでおり、同事業における老人クラブの役割にも期待感が増しております。

このような状況を鑑みて、私達老人クラブは、誰でも「参加してみたい」と思えるような「魅力ある老人クラブ活動づくり」に取り組み、引き続き会員増強を図るとともに、私たちの強みである組織力をもって取り組んできた活動実績を活かし、行政や社協を始め関係団体と連携し、健康長寿の延伸と地域における支え合い活動を広げ、地域の安全・安心づくりに取り組むこととします。

公益事業の4つの柱

- 1 健康づくり・介護予防活動の推進
- 2 地域支え合い活動の推進
- 3 活動活性化に向けた取り組み
- 4 熊本地震被災者支援及び復興活動の推進

II 公益事業

1 健康づくり・介護予防活動の推進（公1）

健康で自立した生活を送るためには、健康寿命を保つことが大切です。自らの健康管理や生活習慣に気を配りながら、心の健康づくりや体の健康づくりに取り組むことで介護予防にも大きく貢献します。

(1) 高齢者の体力測定普及活動の推進

高齢者の体力測定は、「自らの体力を知り、自分にあった適切な運動を生活の中に取り入れていく」ことで自立できる体力を維持しようとするものです。本年度も各老連等に取り組んでいただき事業の普及の普及を図ります。

(2) ニュースポーツ等支援事業の推進

ニュースポーツ等の正しい理解のために講習会・実技研修を行い、各老連等に取り組みをお願いし、事業を進めて行きます。

(3) 健康づくり指導者育成事業

健康づくりの取り組みに関して専門家の意見を聴くほか、講演会やブロック別研修会を開催し意見の交換及び活動の普及を図ります。

- ① 健康・生きがいづくり支援事業推進委員会
- ② ブロック別「健康づくり講演会」
- ③ 健康づくりリーダー等研修会

2 地域支え合い活動の推進（公2）

(1) 在宅福祉を支える友愛活動の推進

元気な高齢者が地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、話し相手や簡単な生活支援等の活動を実践するシルバーヘルパー養成及び2年の実務経験者を対象にしたシルバーヘルパー指導者養成に取り組むとともに、活動の広がりを図って行きます。

(2) 地域の安全・安心の取組みと社会奉仕の日の取組み（地域支え合い活動に関する県老連から市町村老連への取組みの呼びかけ）

① 地域の子ども見守り活動

県内各地で取り組まれている登下校時の見守りパトロールの継続と空白地域の減少に努めて参ります。

② 防犯・消費者被害・振り込め詐欺等

振り込め詐欺に代表されるように高齢者を狙った悪質業者の被害に遭わないように行政（消費生活センター）や警察との情報の共有や講習会開催などの安全対策に取り組めます。

③ 災害等緊急時の対応

自治会や町内会といった団体との連携の中で、高齢者や社会的弱者への災害緊急時の連絡や避難体制について、可能なところから検討を進めます。

④ 社会奉仕の日の取組み

「老人の日・老人週間」は、9月15日～9月21日の期間、国

民に老人福祉についての関心と理解を深めると共に、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために制定された記念日です。

期間中の9月20日を老人クラブ全国一斉「社会奉仕の日」として制定し、環境美化活動等に取り組みます。

3 活動活性化に向けた取り組み（公3）

（1）広報活動

- ① 広報委員会の開催と年2回の「県老連だより」の刊行
- ② 元気老人クラブ活動広報推進事業
県からの補助を受け、研修会の開催や事例を通じて活発・先進的な活動を行っている老人クラブを、他の老人クラブ等に紹介。
また、会員加入増強運動推進委員会を開催し、未加入者が入りたくなるような魅力ある老人クラブづくりを進め、会員加入の促進とひいては老人クラブ全体の活性化を図って行きます。

（2）単位老人クラブ調査事業

単位老人クラブの組織実態について調査し、地域活動の基礎資料を作成します。

（3）老人クラブ大会及び各種表彰の実施

- ① 第36回熊本県老人クラブ大会の開催
- ② 老人クラブの育成発展に功績のあった個人及び団体の表彰
- ③ 高齢者への寿詞贈呈
- ④ 赤い羽根歳末助け合い運動への協力

（4）老人クラブリーダーの育成等

- ① 単位老人クラブ新任会長及び女性リーダー研修会
新任の単位老人クラブ会長や女性リーダーが組織や事業を運営していく上で必要な知識や情報について研修を行います。

（5）行政や団体との連携強化の推進（活動活性化に関する県老連から市町村老連への取り組みの呼びかけ）

- ① 市町村行政と定期的な協議の機会設定
市町村行政との「定期的な協議の場」を設けることで、老人クラブ活動予算の協議や高齢者福祉行政と老人クラブ活動の調整を図るとともに行政との連携に取り組んでいきます。
- ② 地域ネットワークへの積極的な参加
地域の中で安心・安全に暮らしていくために、市町村社協や自治会をはじめ地域にあるネットワークと連携を取りながら活動に参加していくことが必要です。

4 被災者支援及び復興活動の推進（公4）

地震等災害時において、被災者支援や震災復興に向けた活動については公益の原点とされていることから、今回の熊本地震を契機に、災害時において被災者支援及び復興を目的とする活動に取り組むなど、速やかな対応を行います。

（1）被災者支援及び震災復興関連事業

被災市町村老連が行う震災復興関連事業並びに非被災市町村老連が行う被災市町村老連復興支援事業に対して支援を行う。

Ⅲ 収益事業

1 指定旅館・ホテル等及び図書斡旋（収1）

（1）指定旅館・ホテル等（収入）

会員の研修や旅行等福利厚生に資するため、県老連指定制度を設け、安心して活用できる場（旅館・ホテル等）を提供する趣旨で実施しており、旅館・ホテル等からの申し出を受け、理事会等に諮り指定旅館・ホテル等として指定します。

また、指定旅館・ホテル等の案内を作成して各単老に配付し、老人クラブ名簿や年2回発行の県老連だよりに掲載して会員への周知を図ります。

（2）図書斡旋収入

老人クラブ活動日誌や老人クラブ会計簿などを会員に斡旋し、その活用により老人クラブ活動の円滑な運営を図ります。

2 保険広告（収2）

（1）保険広告料収入

全老連が実施する傷害保険・賠償責任保険について、機関紙である「県老連だより」をはじめ、研修会・講習会等資料に広告を掲載して宣伝を行い、広告料収入を得ます。

3 共益（他1）

（1）郡・市町村老連事務担当者研修会

市町村老連事務局長や担当者を集め、高齢者福祉制度や県老連事業の活動方針の説明並びに事務連絡及び意見交換を行うことにより、情報を共有し活動の活性化を図ります。

IV 会議及び研修会

1 役員会等の開催

- (1) 正副会長会議
- (2) 理事会
- (3) 総会
- (4) 監査
- (5) 活動積立金管理運営委員会
- (6) 女性委員会
- (7) 友愛活動活性化委員会

2 全国及び九州ブロック会議及び研修会等

- (1) 全国老人クラブ連合会理事会・評議員会（東京都）
- (2) ~~九州ブロック老人クラブリーダー研修会（熊本市）~~（中止）
- (3) 都道府県・指定都市老連事務局長会議（東京都）
- (4) 九州各県・指定都市老連事務局長会議（福岡市）
- (5) 活動推進員等職員セミナー（東京都）
- (6) 第33回全国健康福祉祭岐阜大会（岐阜県）
- (7) 第49回全国老人クラブ大会（山形県）
- (8) 高齢者の健康づくり・生活支援セミナー（東京都）
- (9) 都道府県・指定都市老連代表者会議（東京都）
- (10) 九州各県・指定都市老人クラブ連合会連絡協議会（長崎県）